

ウム・ヴェルト株式会社及び株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン 様

審 査 報 告 書

ISO 14001:2004(JIS Q 14001:2004)
更新審査

審査結果の受理及び確認

日付: 2014 年 11 月 26 日

(組織 署名)

(JACO 署名)

ISO 14001	審査報告書
-----------	-------

3005073

組織名称及び代表者 ウム・ヴェルト株式会社及び株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン 代表取締役 小柳 明雄 様	報告書作成日	2014年 11月 26日
	審査の種類	実施日
	更新審査	2014年 11月 25日～ 2014年 11月 26日
		年 月 日～ 年 月 日
所在地(登録サイトの筆頭住所) 〒 374 - 0121 群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇1865番地	審査チーム(審査員氏名) リーダー: 須賀 寛、幹事: 浜岡 裕美	
登録範囲 産業廃棄物・特別産業廃棄物・一般廃棄物・資源化物の収集運搬業務、産業廃棄物処理業、ビン・缶・ペットボトル等資源化物の分別及び再資源化業務、フロン回収業務、廃蛍光管リサイクル業、家電リサイクル法取扱業務	登録番号 (登録日)	EC05J0356 ----- 2006年 2月 22日
適用規格	有効期限	
ISO 14001:2004(JIS Q 14001:2004)	2015年 2月 21日	
認定機関	判定委員会申請予定日	
<input checked="" type="checkbox"/> JAB <input checked="" type="checkbox"/> UKAS	2014年 12月 24日	

I. 審査チームの結論

組織のマネジメントシステムは規格要求事項に適合し有効に実施されていると判断し、認証の更新を推薦します。

[組織との合意事項(付帯条件等)]
特にありません。

II. 審査所見総括

1) 概要 :

組織のマネジメントシステムは、この3年間継続的に維持・改善されていることを確認しました。又1年次及び2年次の定期サーベイランス審査報告書に対する組織の対応状況をレビューし、有効性を確認しました。

2) 要点 :

a) 法的及びその他の要求事項の順守に関するシステムとパフォーマンス

廃棄物処理業としての廃棄物処理法に対する遵守状況及び蛍光管回収処理業としての水銀に関わる特定化学物質障害予防規則等に基づく管理状況を確認しました。

b) 目的目標に関するシステムとパフォーマンス

2013年度環境目標に掲げた・有価物排出量の増大、・リサイクル率(RPF率)、工場内作業環境の水銀濃度、・蛍光管用カレット出荷量、・再生カレット量はいずれも目標を達成されました。又、2014年度上期も同一の活動項目を掲げ、概ね順調に推移しています。

c) 内部監査の実施、有効性

2014年10月28日～29日に実施した内部監査は、前年度と同等の検出力(指摘事項6件)を維持して実施されました。又、これらの是正処置も既に実施されました。更に、前年度指摘事項4件への対応状況と是正処置の有効性を確認されました。

d) マネジメントレビューの実施、有効性

2013年11月11日に実施され、現状の環境方針、目的・目標項目の実施項目及びシステムを維持・継続すること。東京都「産廃エキスパート」認定及び埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県の「優良産廃処理業者認定」に続いて、茨城県でも認定取得を目指す等、事業活動の方向を指示し、リーダーシップを発揮されて

3) 課題及び次回審査の着眼点 :

環境方針・目的目標設定・・・運用・・・内部監査・マネジメントレビューのサイクルで、マネジメントレビューと環境方針・目的目標設定のアクション『A』と計画『P』の連続性

4) 修正及び是正処置の要求 :

修正及び是正処置を要求する不適合はありません。

Ⅲ. 収集した情報及び証拠の評価

・環境マネジメントシステムの継続的改善とその実施については、書類の整備及び実施状況を、ドキュメント、各階層へのインタビュー、現場及び記録類により確認できましたので、妥当であると判断します。

・環境マネジメントシステムの有効性については、廃棄物処理、特定化学物質障害予防規則等の順守項目並びに有価物排出量、リサイクル率等の自主向上項目を中心にサンプリングした結果、いずれも関連文書、記録、インタビューなどによって確認できましたので、妥当であると判断します。

Ⅳ. 組織の活動範囲に対する確認事項

1) 登録組織名及び住所等は、別紙「登録組織名称及び認証範囲等確認書」により確認

2) 認証の範囲に対するマネジメントシステムの関連性及び適用可能性
認証範囲の変更 無し 有り

3) 組織のマネジメントシステム文書の状況

環境管理マニュアル

9

版

2013年12月22日

Ⅴ. 前回審査で特定された不適合についてとられた処置

過去3年間の審査で特定された不適合はありません。又、この3年間に特定された改善の余地に対する適切な対応を確認しました。

Ⅵ. 認証の引用及びマークの使用状況(初回審査を除く)

適切
 不適切

Ⅶ. その他

・特記事項 特にありません。

・審査計画書の引用: 既に配付している審査計画書との変更無し

既に配付している審査計画書との変更有り

本報告書の所有権は、(株)日本環境認証機構に帰属します。
組織が本報告書を公開する場合は、本報告書全体を公開する必要があります。(部分的な公開は厳禁です。)

う。

組 織 名 称
ウム・ヴェルト株式会社及び株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン

作成日 2014年11月26日

審査の種類: 更新審査

マネジメントシステム審査結果概要(ISO 14001)

マネジメントシステム評価

項番	要求事項項目	適合		不適合		別紙コメントNo.
		要件充足	改善の余地	B	A	
4.1	一般要求事項	√				
4.2	環境方針	√				
4.3	計画					
4.3.1	環境側面		√			1
4.3.2	法的及びその他の要求事項	√				①
4.3.3	目的、目標及び実施計画	√				②
4.4	実施及び運用					
4.4.1	資源、役割、責任及び権限	√				
4.4.2	力量、教育訓練及び自覚	√				③
4.4.3	コミュニケーション	√				④
4.4.4	文書類	√				
4.4.5	文書管理	√				
4.4.6	運用管理	√				⑤
4.4.7	緊急事態への準備及び対応	√				⑥
4.5	点検					
4.5.1	監視及び測定	√				
4.5.2	順守評価	√				
4.5.3	不適合並びに是正処置及び予防処置	√				
4.5.4	記録の管理	√				
4.5.5	内部監査	√				
4.6	マネジメントレビュー		√			2

活動の成果、改善点の評価 (定期サーベイランス、更新審査でのみ使用)

は不適合B、* は不適合A

項目	評価結果		向上	維持	低下	別紙コメント No.
システム	上記のマネジメントシステム評価結果により、システムの継続的改善の状況を判断しました。		√			上記のマネジメントシステム評価結果参照
順守	法的及びその他の要求事項の順守に関する有効性を確認しました。			√		
目的目標	アイテム	達成	改善	√		
	有価物排出量の増大	√				
	リサイクル率(RPF率)	√				
	工場内作業環境の水銀濃度	√				
	蛍光管用カレット出荷量	√				
	再生カレット量	√				
総合評価			√			

作成日 2014年11月26日

組織名称

ウム・ヴェルト株式会社及び株式会社ウム・ヴェルト・
ジャパン

審査の種類: 更新審査

審査所見の詳細

No./ISO 14001	要求事項/評価	審査所見
No.1	① ISO 14001規格 細別番号	規格は、環境側面を特定する際に、計画された若しくは新規の開発、又は更新された活動、製品及びサービスも考慮に入れる事を要求しています。 事業化を目指して企画・検討中のバイオマス発電、食品残渣の飼料・肥料化等の活動を有益な影響を影響を及ぼすことができる環境側面としてを特定する余地があります。
4.3.1	2. 組織のMS文書	
環境側面	3. 法律または受け入れを決めた要求事項	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不適合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">適合</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">A</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">B</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改</div> </div>	
No.2	① ISO 14001規格 細別番号	規格が要求するマネジメントレビューのインプット情報のC)組織の環境パフォーマンスとして、教育訓練・力量の管理状況、及び、緊急事態への準備対応状況・訓練結果を報告されていることは評価できます。 更に、環境影響評価結果(環境側面の特定・著しい環境側面の決定状況)を追加する余地があります。
4.6	2. 組織のMS文書	
マネジメントレビュー	3. 法律または受け入れを決めた要求事項	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不適合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">適合</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">A</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">B</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改</div> </div>	
No.	1. ISO 14001規格 細別番号	
	2. 組織のMS文書	
	3. 法律または受け入れを決めた要求事項	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不適合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">適合</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">A</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">B</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">改</div> </div>	

組織名称

作成日 2014年11月26日

ウム・ヴェルト株式会社及び株式会社ウム・ヴェルト・
ジャパン

審査の種類: 更新審査

マネジメントシステム及びパフォーマンス評価

コメントNo.	ISO 14001	マネジメントシステム及びパフォーマンス評価結果
No.①	4.3.2 法的及びその他の要求 事項	蛍光管のリサイクル現場において、隙間をふさぐこと、カバーを増やすこと、吸引ホースを増やすことなどにより、工場内作業環境における水銀測定値を目標値以上に低減したことは評価できます。(ジャパン寄居)
No.②	4.3.3 目的、目標及び実施計 画	有価物の排出量を増やすことを目的・目標に掲げ、この達成のために、ネック工程であった前処理部分のラインの改造を14日間で行い、生産能力を13t/日から18t/日に向上させて目標達成に寄与させた点は評価できます。(板倉リサイクルセンター)
No.③	4.4.2 力量、教育訓練及び自 覚	規格が要求する「著しい環境影響の原因となる可能性をもつ作業を実施するすべての人が、適切な教育、訓練又は経験に基づく『力量を持つことを確実にする』こと。」の『力量を持つことを確実にする』に着目して、業務従事者の力量を評価する際に、単に業務経験年数や、関連教育受講歴だけで評価することなく、実際の業務・作業の熟達度、出来映えの評価を加味して実施されています。(久喜リサイクルセンター) 更にこの方法を組織全体に展開されることを期待します。
No.④	4.4.3 コミュニケーション	工場見学通路に蛍光管リサイクルのために持ち込まれるときの形態について写真によりよい例と悪い例を対比させて説明していること、リサイクルガラスを使って蛍光管を製造している写真を掲示して具体的なイメージを説明していることは評価できます。(ジャパン寄居)

組織名称

作成日 2014年11月26日

ウム・ヴェルト株式会社及び株式会社ウム・ヴェルト・
ジャパン

審査の種類: 更新審査

マネジメントシステム及びパフォーマンス評価

コメントNo.	ISO 14001	マネジメントシステム及びパフォーマンス評価結果
No.⑤	4.4.6 運用管理	2010年に東京都「産廃エキスパート」の認定を受けられましたが、その後2012年に埼玉県優良産廃処理業者」認定を受け更に群馬県、栃木県、千葉県に続き、2014年には、神奈川県でも認定されました。更に、2015年には茨城県でも認定を受ける準備を開始されました。茨城県で認定されると、関東地方1都6県全域で認定されることとなります。
No.⑥	4.4.7 緊急事態への準備及び対応	規格要求事項「組織は、環境に影響を与える可能性のある潜在的な緊急事態及び事故を特定するための、またそれらにどのようにして対応するかの手順を確立し、実施し、維持すること。」を受けて、『潜在的な緊急事態及び事故にどのようにして対応するか』に対して、顕在化させないためのマネジメント(例えば、該当業務の手順の適切性をレビュー等)が始まりました。(久喜リサイクルセンター)
No.		
No.		